

青森県報

第十二十一号

告示

月二十八日
(水曜日)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

令和八年一月二十八日

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
野辺地町寺ノ沢 ごみ埋立地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号（市町村により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所であつて廃止されたもの）	○の一の一部
上北郡野辺地町寺ノ沢一〇		

青森県告示第三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和八年一月二十八日

青森県知事 宮下宗一郎

氏名 名称又は 名	指定居宅サービス事業者	所在地又は住所の 所在たる事務所の 所在地	法人登記会社	社会福祉 リープ会社	居宅サービス事業所を 行う事業所	
					種類	サ居 宅サービ ス
弘前市大字高田 三丁目七の一	弘前市大字高田 三丁目七の一	十和田市大字内四 の二	十和田市大字鷹匠 町一六の一	弘前市大字鷹匠 町一六の一	護通所介	ス
販売用具 特定福利	福祉用具 貸与	訪問介	ケア ラス	タビデ 百鷹匠ノ	名	居宅サービ ス
理 科 シ バ タ 医 社	理 科 シ バ タ 医 社	理 科 シ バ タ 医 社	テ ン え み ア シ ヨ ス	デ イ ス セ サ バ 澤 湯	称	事 業 所
一田 弘前市大字高 三丁目七の一	一田 弘前市大字高 三丁目七の一	十和田市東三 番町三五の三	七沢字松野八百 弘前市小松野字八百	七沢弘前市小松野字八百 弘前市大字鷹匠 町一六の一	所 在 地	行 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所
ク	七 九 九	七 七 一	七 二 三	令和 二 年 三 月 二 十六 日	年 届 废 止 出 の 日	年 届 废 止 出 の 日
ク	ク	七 三 三	七 三 三	令和 二 年 三 月 二 十六 日	年 届 废 止 出 の 日	年 届 废 止 出 の 日

青森県告示第三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第二百五十三条の十第二号の規定により公示する。

令和八年一月二十八日

青森県知事 宮下宗一郎

氏名 名称又は 名	指定介護予防サービス 業者	所在地又は住所の 所在たる事務所の 所在地	介護予防サービスの 種類	
			介護予 防サ ー ビ ス	介護予 防サ ー ビ ス
弘前市大字高田 三丁目七の一	弘前市大字高田 三丁目七の一	十和田市大字内四 の二	介護予 防サ ー ビ ス	介護予 防サ ー ビ ス
販賣用具 特定福利	福祉用具 貸与	訪問介	介護予 防サ ー ビ ス	介護予 防サ ー ビ ス
理 科 シ バ タ 医 社	理 科 シ バ タ 医 社	理 科 シ バ タ 医 社	介護予 防サ ー ビ ス	介護予 防サ ー ビ ス
一田 弘前市大字高 三丁目七の一	一田 弘前市大字高 三丁目七の一	十和田市東三 番町三五の三	一田 弘前市大字高 三丁目七の一	一田 弘前市大字高 三丁目七の一
ク	七 九 九	七 七 一	令和 二 年 三 月 二 十六 日	年 届 废 止 出 の 日
ク	ク	七 三 三	令和 二 年 三 月 二 十六 日	年 届 废 止 出 の 日

青森県告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画道路事業を令和八年一月十九日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年一月二十八日

青森県知事 宮下宗一郎

- 1 施行者の名称
青森市
- 2 都市計画事業の種類
青森都市計画道路事業（三・四・二十三号 浜田豊田線）
- 3 事業施行期間
令和八年一月二十八日から令和十五年三月三十一日まで
- 4 事業地
青森市大字浜田字豊田地内

公 告

行政書士試験の合格者

令和七年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりであるので、青森県行政書士法施行細則（昭和五十年六月青森県規則第三十四号）第二条の規定により公告する。

令和八年一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

受験番号
○三一〇一八五
○三一〇一二二
○三一〇二七
○三一〇二八
○三一〇三一
○三一〇三二
○三一〇四一
○三一〇四三
○三一〇二七六
○三一〇二八四

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

○三一〇一八五
○三一〇一二二
○三一〇二七
○三一〇二八
○三一〇三一
○三一〇三二
○三一〇四一
○三一〇四三
○三一〇二七六
○三一〇二八四

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

大規模小売店舗の変更の届出

一大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース沖館店

一大規模小売店舗の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース

一大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦建彦

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗	○三一〇一八五	○三一〇一九一
位置及び駐車場	○三一〇一三九	○三一〇一四〇
(位置は届出書添付図)	○三一〇一五〇	○三一〇一五五
駐車場 (位置は届出書添付図)	○三一〇一五五	○三一〇一五五
(位置は届出書添付図)	○三一〇一五五	○三一〇一五五
駐車場 (位置は届出書添付図)	○三一〇一五五	○三一〇一五五
令和 八・九・六	年変月日更	年変月日更

項目	設置の事項に關する事項	収容台数	面参照

面参照

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社三協ホーム
 二 代表者の氏名 三枝慎太朗
 三 主たる営業所の所在地 青森市佃二丁目二〇の一六
 四 許可番号 青森県知事許可(般一二)第一七六二七号
 五 取消年月日 令和七年十一月十七日
 六 取消しに係る建設業の許可
 七 建築工事業に係る一般建設業の許可
 八 取消しの原因となつた事実

- 午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 六 意見書の提出
 令和八年五月二十八日

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社伊藤建設工業
 二 代表者の氏名 大山進
 三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂二丁目一の三三一
 四 許可番号 青森県知事許可(特一五)第八九〇〇号
 五 取消年月日 令和七年十二月三日
 六 取消しに係る建設業の許可
 管工事業に係る特定建設業の許可
 建設業者の許可の取消し
- 意見書は、日本語により記載すること。

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

七 取消しの原因となつた事実

令和七年八月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

建設業者の許可の取消し

一 商号又は名称 株式会社東日本エアーテック
二 代表者の氏名 藤田精
三 主たる営業所の所在地 八戸市八太郎一丁目四の一九
四 許可番号 青森県知事許可（般一五）第三〇〇三六八号
五 取消年月日 令和七年十二月四日
六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

令和六年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 商号又は名称 株式会社上野工務店
二 代表者の氏名 上野実

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字柳引字志賀良木一七の五
四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第三〇〇五〇二号
五 取消年月日 令和七年十二月三日
六 取消しに係る建設業の許可
解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

令和七年十一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

建設業者の許可の取消し

一 商号又は名称 有限会社ヤマト
二 代表者の氏名 石井清隆
三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字神山字山越六の一
四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第四〇〇四三六号
五 取消年月日 令和七年十二月五日
六 取消しに係る建設業の許可
解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

令和七年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社ショウナン
二 代表者の氏名 今泉隆

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字牛泊四七の一六

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第五〇〇六四二号

五 取消年月日 令和七年十二月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

令和七年十二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年一月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 齊藤工建
二 氏名 齊藤茂

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字前川目五の五

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一七六八〇号

五 取消年月日 令和七年十一月十九日
六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

令和七年九月十七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
森一
県号

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

定価小口一枚二付二十一円七十七銭
毎週月・水・金曜日発行